モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシーとモルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシー他1者が株式会社メタプラネット＜3350＞株式の大量保有報告書を

東証スタンダードの株式会社メタプラネット＜3350＞について、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー他2者（後述）が2026年11月20日付で財務局に大量保有報告書（5%ルール報告書）を新規提出した。

保有者3者

・モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー

・モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシー

・エムエス・エクイティー・ファイナンシング・サービセズ（ルクセンブルク）エス・エー・アール・エル

保有目的は「該当事項なし」によるもの。

報告書によると、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー他2者の株式会社メタプラネット株式保有比率は、5.43%と新たに5%を超えたことが判明した。

報告義務発生日は、2026年11月13日。